

生活保護法による指定を受ける医療機関の皆様へ
(病院・診療所・歯科・薬局・訪問看護ステーション)

愛媛県生活保護担当よりお知らせです。

- 平成26年7月1日より生活保護法が改正され、医療機関の指定が更新制となりました。
- **期間は指定日から6年間**となり、指定期間の満了時に指定の更新を希望される場合は別途申請が必要になります。
- 具体的な手続き方法やお問い合わせにつきましては、下記連絡先又は最寄りの福祉事務所をお願いします。



よろしくお願いします。

連絡先

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4-2

愛媛県保健福祉部社会福祉医療局

保健福祉課 生活保護係

TEL : 089-912-2385